

議事日程第3号

平成30年12月12日(水曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の委員会付託 2件

議案第57号 御嵩町犯罪被害者等支援条例の制定について

議案第62号 御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例の制定
について

出席議員 (11名)

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	7番 安藤雅子
8番 柳生千明	9番 加藤保郎	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員 (なし)

欠員 (1名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
企画調整 担当参事 長屋史明	教育参事兼 学校教育課長 山田徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 小木曾昌文
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 山田敏寛	税務課長 中村治彦
住民環境課長 若尾宗久	保険長寿課長 日比野伸二
福祉課長 高木雅春	農林課長 可児英治
上下水道課長 鍵谷和宏	建設課長 筒井幹次
会計管理者 佐久間英明	生涯学習課長 石原昭治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各 務 元 規

議会事務局 書記 丸 山 浩 史

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

なお、亜炭鉱廃坑対策室長 大鋸敏男君より、ほかの公務のため本日欠席したいとの申し出がありましたので、お知らせをします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 柳生千明君、9番 加藤保郎君の2名を指名します。

議案の委員会付託

議長（山田儀雄君）

日程第2、議案の委員会付託を行います。

本定例会に付議されています議案第57号と議案第62号の2件について、質疑の上、常任委員会に付託したいと思います。

それでは、議案第57号 御嵩町犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題としております議案第57号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第57号は総務建設産業常任委員会に審査を付託す

ることに決定しました。

議長（山田儀雄君）

次に、議案第 62 号 御嵩町滞在型農業体験施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

4 点質問をします。

1 点目ですけれども、12 ページの第 3 条の第 1 号ですけれども、ここで農業及び里山生活等の体験に関することということで、この農業と里山体験もですが、これはほかの人をお願いをするということなんですが、事業委託といたしますか。その委託するのは町がするのか、指定管理者がするのか、あるいは何か別の組織をつくるのか、そののところが 1 点、そこが 1 点目です。

それから 2 点目で、今の第 3 条の第 2 号で、都市住民等と町民との交流に関することというふうにあります。これはどんなようなことをイメージして載せてあるのかという、町民との交流というのもあるといいなあとと思うんですが、それをどんなことを一体考えておられるのかというのが 2 点目。

それから、3 点目ですけれども、14 ページの第 12 条のところで、使用料の減免というところがあります。そののところに、町長は公益上または特別の事情があると認めるときは使用料を減免し、または免除することができますとありますが、この減免とか免除というのはどういう場合を想定してみえるのかというのが 3 点目ですね。

それから、16 ページの第 20 条の第 3 項で、利用者はというところの下の方の利用料金の額に消費税等相当額を加算してとありますが、この等はほかに何を意味しているのかということの以上 4 点ですのでお願いいたします。

議長（山田儀雄君）

農林課長 可児英治君。

農林課長（可児英治君）

ただいまの岡本議員の御質問にお答えいたします。

まず、農業体験の手法でございますが、こちらについては、御嵩町が補助金を、農業体験を

やっただく団体等に交付することで実施しようとしておるものでございます。したがって、町が委託するとかそういった性格ではなくて、補助金を交付してその農業体験をやっただく、能力のある習熟した方にやっただく、そういったことを考えております。

次に、町民との交流のイメージということでございますが、この指定管理者が農業体験、またこの農業体験につきましても町外の方も来ていただきますが、町内の方も来ていただくと思っております。また、指定管理者がさまざまなプランを展開する中で、例えばお祭りとかそういったものと宿泊を組み合わせて実施するプランもあろうかと思っております。そういった中で、さまざまなシーンで町外から来られた方と町民との交流する場面がいろいろあろうかと思っております。そういったことを通じまして御嵩町民と親しみをもちいただきながら、御嵩町に、例えば移住してもいいのかなと、そういったことを思っただければいいかなというふうに思っております。

次に、第 12 条使用料の減額または免除ということでございますが、例えば施設を小中高生とか、生涯学習とかそういったことで使用する場合とか、そういったことを想定しております。あとは、町または町の機関が主催して共催する事業とか、今申しました公立学校が教育の目的で使用する場合とか、そのようなことを想定しておるところでございます。

最後、第 20 条の第 3 号ですかね、消費税等相当額でございますが、13 ページの第 11 条に消費税等相当額ということで説明してございますが、こちらのことを指しているものでございます。以上です。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

附則なんですけれども、17 ページ、18 ページにかけて使用料とございますか、利用料とございますか、書かれておりますけれども、例えば 1 棟貸しで 8 人の方が 1 泊された場合は、1 棟貸しの分プラス 1 人 1 泊加算料金というのがつくように思うんですけれども、そのときはそういう計算でいいのか。ここは上限ということは金額の多い少ないとかじゃなくて、計算方法なんですけれども、この場合、平日 1 棟 8 人が 1 棟貸しで利用した場合のちょっと計算方法とこの場合の計算金額を教えてくださいたいのと、連泊した場合はどういう計算の仕方になるのか教えてくださいたいと思います。

議長（山田儀雄君）

農林課長 可児英治君。

農林課長（可児英治君）

大沢議員の御質問にお答えいたします。

料金の計算方法でございますが、まずこちらに示しました基本料金に加えまして、1人1泊3,500円の加算料金、並びにもし宿泊の時間を延長される場合にはその延長料金が加算される。この3つの部分を加算した料金となっております。

平日1棟貸し切りで8人の宿泊でございますが、この2万2,000円に延長がない場合はこの加算料金の3,500円掛ける8でございますので、5万円の合計料金となるということでございます。

あと連泊ですが、それぞれ2泊の場合は、今の料金に掛ける2泊分ということですので、3泊なら3倍と、そういったことで計算をしております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（山田儀雄君）

10番 大沢まり子さん。

10番（大沢まり子君）

ありがとうございます。

そうしますと、その連泊というのは、その日のこのチェックアウトが一応10時、泊まるには4時から10時というふうに書いてありますよね。チェックアウトというのは10時にしますけど、連泊の場合は1泊区切りの扱いでお昼間は何もできないということになるわけですか、加算料金が要るということになるわけでしょうか、延長料金といいますか。

議長（山田儀雄君）

農林課長 可児英治君。

農林課長（可児英治君）

連泊の場合は、その昼間の料金は加算されないというふうに考えております。

議長（山田儀雄君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

したがって、議案第62号は、総務建設産業常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第62号は総務建設産業常任委員会に審査を付託することに決定しました。

散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、総務建設産業常任委員会は、この後開催していただきますようお願いします。

次の本会議は12月14日の午前9時より開会しますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前9時13分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 柳 生 千 明